

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
2 地域 資源 型 ビ ジ ネ ス 促 進	(1) 多面的機能増 進活動支援 直接支払制 度等の円滑な 実施と定着に 向け、集落協定 に基づく遊休 農地の林地化 やビオトープ 整備などを通 じ、多面的機能 の確保と集落 の活性化を図 る。	補助	【施設整備】 ＜地区支援型＞ 1,000～50,000千円 (5/10以内) うち機械 1/3 以内) ＜やるき農家支援型＞ 1,000～10,000千円 (1/6以内) 【基盤整備】 ＜地区支援型＞ 1,000～50,000千円 (4.5/10以内) ＜やるき農家支援型＞ 1,000～10,000千円 (1/6以内)	ア 多面的機能の増進活動（ビオト ープ等）を図るために必要な施設の整 備 イ 林地等再生活用整備 ウ 広場等施設の整備	・市町村 ・農業者（やるき農 家支援型のみ） ・農地所有適格法人 ※ ・農林業者等の組織 する団体 ・農業協同組合 ・森林組合 ・第3セクター ・NPO法人 ・中山間地域担い手 団体 ※ 農業に常時従事 する者を1名以上 雇用している3戸 未満の農地所有適 格法人を含む。

採 択 基 準
<ol style="list-style-type: none"> 1 協定集落等で実施される多面的機能の増進活動を支援する施設等の整備を対象とする。 2 林地等再生活用整備については、里山への植栽等による修景整備を対象とする（基盤整備を含む。）。 3 NPO法人については、関係直接支払集落協定に位置づけられているものに限る。 4 NPO法人については、施設整備又は基盤整備のいずれかを行う場合、原則として300万円を補助金額の上限とする。 5 やるき農家支援型は、当該事業に要する経費の1/3以上を市町村が補助する場合に限る。